

報告書

令和4年10月6日

東京地方裁判所御中

弁護士 神田知宏

1 Google が投稿時 IP アドレスを保有していない事実

Google のクチコミに関する発信者情報開示請求では、最初の頃は投稿時 IP アドレスが開示されており、平成29～30年ころには、投稿時 IP アドレスとログイン時 IP アドレスの両方が開示されていました。

しかし、令和になると、開示決定に記載されているのはログイン時 IP アドレスだけになっています。これは、グーグルが投稿時 IP アドレスを保存しなくなったためと聞いています。

ただし、投稿日時の情報は保有しており、かつて存在したスマートフォンのグーグルマイビジネスアプリでは、詳細な投稿日時を確認できました。現在でも、画面に「○日前」のように表示するため、内部的には投稿日時の情報を保有していると考えられます。

2 グーグルアカウントが保存している情報

グーグルアカウントがどのような情報を保有しているかについては、ディスカバリーにより開示される項目名が参考になります。

グーグルはアカウント保有者の名前 (Name、Given Name、Family Name) を保有している可能性はありますが、正しい名前を入力するかどうかはユーザーに委ねられており、正確性は担保されません。

住所の情報は、グーグルが当該アカウントに対して YouTube の広告料を支払っているケース等、Google AdSense アカウントとして登録されていなければ、原則

として保有していません。

これに対し、メールアドレス (e-Mail、Alternate e-Mails 等) は保有しており、電話番号 (User Phone Numbers 等) は保有している可能性があります。ディスカバリの経験上は、約半分のアカウントが電話番号を登録していました。

3 侵害関連通信

グーグルは、アカウント作成時 IP アドレス、作成日時の情報は保有しています (Created on、Terms of Service IP)。また、アカウント削除時 IP アドレス、削除日時の情報も保有しています (Deletion Date、Deletion IP)。

通信履歴の「Activity Type」の表示では「Login」も「Logout」も見たことから、ログイン時 IP アドレスのほか、ログアウト時 IP アドレスの記録もあると考えられます。

以上